

# 5月19日公布、1年以内に施行

## 付帯決議

- 1、排出事業者責任の在り方については、不適正処理の状況を踏まえ、今後とも責任の強化・徹底の観点から適宜必要な見直しを行うこと。特に、建設系廃棄物に係る排出事業者の元請業者への一元化については、都道府県及び関係業界との連携の下、その周知徹底を図るとともに不適正処理の防止に努めること。
- 2、優良な産業廃棄物処理業者の許可の有効期間に係る特例については、許可期間をめぐって都道府県、排出事業者及び処理業者の間で混乱が生じないように適切に対処すること。また、処理業者の優良化がより一層図られるよう、優良化の認定やインセンティブ等の在り方について引き続き検討すること。
- 3、電子マニフェストについては、その普及拡大のため、特に処理業者の加入を促進するとともに、産業廃棄物の排出量、受託件数等に応じて、一定規模以上の排出事業者や処理業者への義務付けを検討すること。
- 4、廃棄物分野における温室効果ガスの排出量は増加傾向にあることから、廃棄物の焼却時のサーマルリサイクルを積極的に進めるとともに、収集運搬の効率化やバイオマスの利活用、施設の更新等、廃棄物分野における温暖化対策を総合的に進めること。
- 5、廃棄物の定義、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、拡大生産者責任の強化等、廃棄物処理法において従来より課題とされている事項について今後とも検討すること。また、廃棄物の適正処理のみでは持続可能な循環型社会の実現は困難なことから、総合的な見地から、廃棄物・リサイクル制度の在り方について、関係省庁一体となって検討を行うこと。
- 6、放射性廃棄物に起因する放射性物質による環境汚染が懸念されることから、放射性廃棄物が廃棄物等のリサイクルや処分において非意図的に混入し、汚染が拡散することのないよう対策に努めること。
- 7、希少な資源の有効利用を図るため、廃小型電子・電気機器等からのレアメタルの効率的な回収について検討を行うとともに、資源戦略の観点から、低未利用の希少資源に係る回収・活用の技術開発について積極的に取り組むこと。

※表記は原文のまま

## 廃掃法改正案

国会に提出された廃棄物処理法の一部改正案は、5月12日、参議院を全会一致で通過、19日公布された。付帯決議では、建設系廃棄物の排出事業者を元請業者へ一元化することの周知徹底、優良産業廃棄物処理業者の許可有効期間の特例について都道府県、排出事業者、処理業者の間で混乱が生じないように環境委員会では、「焼却施設における熱回収は

# 全会一致で参議院を通過

インセンティブがなければ投資は進まない」という質問に対し、小沢鋭仁環境大臣は「環

境経済成長ビジョン」の中で、金融、リースを活用したメカニズムを提案している」と述べた。

成長ビジョンの中で示した日系静脈産業メジャーの海外展開支援の具体的な見直しについて、大谷信盛環境大臣政務官は「法整備の後、企業や国、地方自治体の役割を定め、意見交換できる場を設ける。その上で、アジア環境推進フォーラムでコンセンサスを果たす」と述べた。